

教護院における教育権保障の歴史的考察

—戦前少年教護界の「児童の権利」論との連続・非連続—

○ 東北公益文科大学 氏名 竹原幸太 (8365)

キーワード：教護院、教育権、児童の権利

1. 研究目的

1970年代は教科書裁判（杉本判決）を通じて、教育法学界で国民の教育権論が浮上し、この議論が学校教育領域から福祉領域にも拡大し、土井洋一、菊田幸一らは児童福祉法48条の教護院内の学校教育に「準ずる教育」規定との関連で教護院入所児童の教育権保障問題を取り上げた（土井1972：234-237、菊田1974：61-76）。同研究のねらいは、児童福祉法成立過程における48条の官僚解釈では教護院内の「教育が不良性を除去するための手段」として狭く解釈され、それに伴い、教護院入所児童の教育権がいかに侵害されているかの実態分析にあった（土井1978：344-345）。

一方、国立武蔵野学院初代院長であった菊池俊諦らが戦前の少年教護実務で「児童の権利」論を唱えてきた背景は、教護院において「学校教育以上の教育」を行う文脈においてであった。この議論では学校教育の画一的な教育方法から振るい落とされた児童に対し、個別性を尊重した教育を実施することで「児童の権利」を保障することが主張された（菊池1926：9）。すなわち、教護院の教育方法において学校教育を模倣することは批判され、「学校教育以上の教育化」の中で「児童の権利」論が説かれた。菊池の下で勤務し、1961（昭和36）年より国立きぬ川学院初代院長を務めた石原登も「準ずる教育」規定は教育権の侵害ではなく、教護院の独自の教育形態を根拠付ける規定として解釈した（石原1986：70）。

そこで、本研究では、1970年代に教育福祉研究の一環として言及された教護院（現児童自立支援施設）における教育権保障の議論に注目し、そこでの議論と戦前少年教護界で唱えられてきた「児童の権利」論との連続・非連続性について検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

戦後教護界では1970年代より前に、滋賀県立淡海学園長の小嶋直太郎が教護院入所児童の学校教育保障を求め、石原登と伊佐喜久雄らが1950年代に編纂した『教護院運営要領』の改訂を目指して『教護院運営指針』（1969）を作成し、同指針でも教護院における学校教育（教育権）保障を求めてきた（小嶋1989：131、打田1996：195-197）。

こうした主張が1970年代に土井洋一を通じて教育福祉研究の一つとして位置づけられ、1997（平成9）年児童福祉法改正で教護院が児童自立支援施設に衣替えする際には、施設内の学校教育保障を進める論拠ともなった。

しかし、先行研究ではこの議論の中で戦前の教護実務の「児童の権利」が参照されていたのか否かは考察されていない（小林 1999：89-101）。そこで、1970年代の教護院における教育権保障の議論と戦前教護実務の「児童の権利」論とがいかなる関係にあるのかを問うことを本研究の視点とする。研究方法は、全国教護協議会発行の『教護（改題、非行問題）』所収論文等を素材に、教護院における教育権論を再検討し、その議論において、戦前戦中の「児童の権利」論の遺産が継承されていたのか否かを検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は基本的には公刊された文献検討が中心であるが、時代的制約性から個人情報に配慮が必要と思われる記述がある場合は、個人が特定できないように報告を行う。

4. 研究結果

石原登の学校教育批判を通じた教護院の教育の独自性を求める主張においては、戦前戦中の少年教護実践における「児童の権利」保障との連続性が確認できた。しかし、石原自身は「児童の権利」という用語は使用せず、むしろ、小嶋直太郎の教護院における学校教育保障を求める文脈で「児童の権利」論（教育権保障）が使用された。

土井洋一は小嶋の議論を教育福祉研究の一分野として取り上げ、教育法学的議論を深めていった。しかし、同研究では、「学校以外の教育的営みの場」から教育権保障の実質化を問い直す意識はあったものの（土井 1978：320）、議論の文脈は1970年代に焦点化した国民の教育権論にあり、「教護院における学校教育保障」に議論が収斂されていった。

5. 考察

以上、子どもの権利思想史的観点からみた場合、教護院における「学校教育以上の教育化」を求める観点からの「児童の権利」論（菊池俊諦ら国立教護院関係者の議論）と戦後の教護院内での学校教育保障を通じた「児童の権利」論（小嶋直太郎らの議論）は、議論の文脈が異なることが推察された。すなわち、戦前戦中からの「児童の権利」論は一度収束し、教護院内での教育権保障という異なる文脈から新たに「児童の権利」論が再登場してきたように見える。

こうした現象を見た場合、「学校教育以上に教育化」が必要との観点からの「児童の権利」論は観念としては理解であるが、実態としては、国立教護院とは条件も異なる地方教護院では学校教育保障が進まない問題が浮上し、国民の教育権論という観点から教護院における学校教育保障（教育権保障）が求められていったように思われる。

※本研究は平成25年度科学研究費助成事業若手（B）（23730538）による研究成果の一部である。